



当センターに寄せられた相談事例や、注意してほしいトラブルなどについて、市民の皆さんにお伝えします。不審に思われたら、まずご相談ください。

## 架空請求ハガキにご注意ください！！

### それ、詐欺かもしれません。

実際に届いたハガキの文面です

●「民事訴訟告知センター」等といった公的機関のようなところから身に覚えのないハガキが届いたという相談が**急増**しています。

これは、消費者に対して料金の未払いがあるように思わせ、「訴状が提出された」「給与、不動産を差し押さえる」などの脅し文句で不安にさせ、訴訟の取り下げについて電話連絡をさせるように誘導する**架空請求**のハガキです。

このような心当たりのない請求にはすぐに対応せず、消費生活センターに相談しましょう。

公的機関に類似した差出人

#### 消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号(に) 263 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与と差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行証書の交付をご承諾いただきます様お願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

尚、書面での通知となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 令和1年10月10日

法務省管轄支局 民間訴訟告知センター

東京都千代田区内幸町

取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-6

受付時間 9:00~20:00 (日、祝日は除く)

塩尻市消費生活センター

☎0263-52-0280(代)内線1129

相談日時: 月~金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30~17:15

または

消費者ホットライン

局番なし

い や や  
1 8 8

土・日・祝日も相談できます。